

令和8年度市・県民税申告書の書きかた

1. 申告書の提出期限 **令和8年3月16日(月) まで**

2. 申告が必要な方

① **令和8年1月1日現在、滑川市に住所がある方**
 ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。
 (1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告をした方
 (2) 令和7年中の給与所得が、1箇所の事業所からのみで、勤務先から滑川市に年末調整された給与支払報告書が提出されている方
 (3) 令和7年中の所得が公的年金所得のみの方
 (ただし、社会保険料控除・生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方は申告が必要です。)

② **令和8年1月1日現在、滑川市に住所がない方で、滑川市に事業所・家屋敷がある**

【令和7年中に収入がなかった方の申告について】

収入がない場合でも申告が必要になる場合があります。
 例えば・・・
 ○ 各種行政サービス(市・県民税諸証明書の発行、各種保険税(料)の算定、児童手当の支給資格の認定など)を受けるためには申告が必要になります。
 ○ 配偶者控除・扶養控除の被扶養者として申告されている場合でも、各種助成制度を受けるために、収入がなかったことの申告が必要な場合があります。
 ※ 申告書の裏面下部「令和7年中に所得のなかった方等の記入欄」に、該当する項目にご記入してください。

【申告書裏面】

10. 総合所得(公的年金等以外)に関する事項

11. 事業専従者に関する事項

12. 別居の扶養親族等に関する事項

13. 寄附金に関する事項

14. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

15. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

16. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

17. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

18. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

19. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

20. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

21. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

22. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

23. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

24. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

25. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

26. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

27. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

28. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

29. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

30. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

31. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

32. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

33. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

34. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

35. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

36. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

37. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

38. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

39. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

40. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

41. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

42. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

43. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

44. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

45. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

46. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

47. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

48. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

49. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

50. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

51. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

52. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

53. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

54. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

55. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

56. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

57. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

58. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

59. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

60. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

61. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

62. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

63. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

64. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

65. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

66. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

67. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

68. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

69. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

70. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

71. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

72. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

73. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

74. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

75. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

76. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

77. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

78. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

79. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

80. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

81. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

82. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

83. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

84. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

85. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

86. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

87. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

88. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

89. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

90. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

91. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

92. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

93. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

94. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

95. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

96. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

97. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

98. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

99. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

100. ◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

6. 給与所得の内訳

7. 事業・不動産所得に関する事項

8. 配当所得に関する事項

9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

10. 総合譲渡・一時所得に関する事項

11. 事業専従者に関する事項

12. 別居の扶養親族等に関する事項

14. 寄附金に関する事項

◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄

6. 市・県民税の計算方法

市・県民税の税額は、次のように計算されます。
 ※ □ の項目は、下記及び右表を参照してください。

【合計所得金額】 - 【所得から差し引かれる金額の合計】 = ≪課税所得金額≫

≪課税所得金額≫ × 10%(市民税6% + 県民税4%) - 税額控除※ = 【所得割額】

【所得割額】 - 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額 + 均等割額 = 市・県民税年税額

○市・県民税の所得割率

市民税	県民税
一律6%	一律4%

○市・県民税の均等割額

市民税	県民税
3,000円	1,500円

※ 県民税均等割額のうち500円は、「水と緑の森づくり税」としてやまの森づくりのためにご負担いただくものです。(～R8年度)

○森林環境税(国税)

年額
1,000円

※ 国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」が創設されました。

※ 「森林環境税」は、令和6年度から個人住民税均等割の特組みを用いて、国税として1人額1,000円を市が賦課徴収します。

※ 本市では、個人住民税均等割と同じ非課税基準が適用されます。

◎配当控除(配当所得のある場合のみ控除)

種類	1,000万円以上の部分		1,000万円以下の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

＜年齢早見表＞ (令和8年1月1日現在)

生年月日	年齢
昭和31年1月2日～昭和31年1月1日	70歳～
昭和36年1月2日～昭和36年1月1日	65歳～
昭和41年1月2日～昭和41年1月1日	60歳～
昭和46年1月2日～平成15年1月1日	55歳～
平成15年1月2日～平成19年1月1日	19歳～22歳
平成19年1月2日～平成22年1月1日	16歳～18歳
平成22年1月2日～	13歳～15歳

3. 申告に必要なもの

- マイナンバーカード(または通知カードと運転免許証や保険証などの本人確認書類)
- 源泉徴収票(給与所得者及び公的年金等受給者の場合のみ)
- 収支内訳書(事業所得(営業、農業)、不動産所得がある方)
- 各種社会保険料の支払額がわかるもの
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受けられる方)
 ※ セルフメディケーション税制を選択される場合は、セルフメディケーション税制の明細書と一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。
- 市役所や税務署から送付された書類(お知らせはがき、通知など)
- その他申告に必要なもの

4. お問い合わせ(提出)先

〒936-8601 富山県滑川市寺家町104番地
 滑川市役所 税務課 市民税係
 TEL:076-475-1265

